

平成28年度 智頭町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月7日(水) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場 二階 会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	欠	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計15名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 5番 福安逸雄委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 非農地等現況証明願の決定について
- (2) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告

- (1) 農地法第4条第一項の規定による許可に対する変更の申し出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (3) 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第九回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番五番福安逸雄委員が欠席の為、十六名中十五名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において二番大原知子委員、三番山本浩視委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号非農地等現況証明願ひの決定について。
非農地等現況証明願ひを下記のとおり受理したので、決議を求めます。
番号一について事務局の説明をお願いします。
- 局長 それでは番号一を説明いたします。
非農地等現況証明願ひの決定についてです。申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大内の畑一筆で、百四十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、一部は大正二年頃より建物の敷地として利用しており、一部は立地条件が悪く、昭和六十二年頃より耕作せず庭木を植えています。申請年月日は平成二十八年十一月二十一日、農業委員会は同日受付となっております。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は
- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
 - 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
 - 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
 - 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
- となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、

農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、一ページから三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の四番浅見委員から報告をお願いします。

浅見委員

調査結果を報告します。十一月二十二日、連絡があり現地を確認しました。この度住居を改築する事となり、この申請となりました。大正の頃より宅地の一部として利用しており、現況写真にも写っている植え込みも、申請地の一部であります。農地としての利用はできません。以上です。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十八年十二月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長

議案第二号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年十一月二十四日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が六筆、継続の利用権設定の計画が一筆、所有権移転が一筆です。面積は、利用権設定が合計七千四百二十九平方メートル、所有権移転が六百三十四平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第四条の規定による許可に対する変更の申し出について
農地法第四条の規定による許可に対する変更の申し出を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十八年十二月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局 長 報告(一)をご覧ください。これは平成二十八年七月八日、第四回総会にて、議案第二号農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について諮り、可決した案件です。その後平成二十八年七月二十五日付けで、鳥取県東部農林事務所長名にて転用の許可を受けた案件です。今回の申し出は、転用用途であった墓地が完成した後、当初の転用面積より十一・六九平方メートル多くなった為、転用後の測量図と転用面積が変更になってしまった理由を記した申立書の提出により報告するものであります。

議 長 農地法第四条の規定による許可に対する変更の申し出の報告が終わりました。
報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思えます。
続いて(二) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について
農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十八年十二月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局 長 報告(二)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を四件受理しました。これは、農地法第三条による賃貸借二件、使用貸借一件、利用権設定による使用貸借一件の合意解約です。
(報告書に基づき、個別の内容説明)

議 長 農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。
報告(二)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思えます。

続いて（三）農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届について
農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十八年十二月七日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局長 報告（三）をご覧ください。農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を一件受理しました。

（報告に基づいて内容を説明）

議長 農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。
報告（三）について、ご質問、ご意見等はありませんか。（ありませんの声）
質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
以上で、本日の報告案件は終了します。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。

- ・平成二十八年農地利用状況調査、意向調査について
- ・平成二十九年農業委員手帳配付について
- ・広報ちづ一月号掲載記事について
- ・料理講習会について
- ・公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について
- ・農業委員等特別研修大会について
- ・農業委員会制度改正について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第九回総会を閉会いたします。

局長 ありがとうございました。

次回総会は、一月十日火曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年十二月七日

会 長 小 林 功

